資料3

資源配分のあり方に関する 有識者懇談会(第2回) 平成27年4月20日

科学技術関係予算の全体俯瞰に向けた概念整理

1. 見積り方針調整機能の活用による 予算事業の全体俯瞰に向けて

本日の検討の目的

- ■第5期基本計画の策定に向けては、大変革時代を先取りし、経済社会の課題解決に向けて先手を打つとともに、変化に対応し、挑戦していくためのポテンシャルを更に強化していくことを柱として、検討が進められている。
- ■これを踏まえ、見積り方針調整機能を活用した全体俯瞰による、重要課題達成の 深化を検討。

「科学技術に関する経費の見積り方針調整」について

●「科学技術に関する経費の見積もり方針調整」(移管前)

我が国の科学技術行政は複数の府省において実施されています。よって、国全体として整合性を保ちつつ、効率的、効果的に科学技術の推進を図るためには、科学技術政策推進上の司令塔の役割を果たす総合科学技術会議の示す方針等に基づき、関係府省間の科学技術に関する施策に関し、重複を排除し、連携強化を推進するなど、適切に調整しつつ進めていくことが必要です。

科学技術に関する経費の見積り方針調整制度は、この調整を的確に行うための一つの重要な手段であり、文部科学省が担当しています。

文部科学省は、関係府省における毎年度の科学技術に関する経費の概算要求作業に先立って、総合科学技術会議から 示される資源配分方針を踏まえ、科学技術の分野で重点的に推進すべき事項等を明らかにした基本方針を各府省に提示し、 各府省の概算要求の構想の段階で、科学技術に関する経費について各府省から聴取し、概算要求方針を調整します。その 後、府省間の施策の重複排除や連携強化を図り、その結果を取りまとめ、内閣府総合科学技術会議事務局、財務省等に送 付しています。

(「平成13年度 文部科学白書」(文部科学省)から抜粋)

●科学技術関係予算に関する事務の流れ

- ① 総合科学技術会議は、同会議自身が審議する「科学技術の総合的かつ計画的な推進に関する政策の基本(科学技術基本計画等)」、各省における科学技術関係施策の実施状況等も踏まえて、「基本方針」を策定する。
- ② 教育科学省は、各省の概算要求の構想を聴取しつつ、見積り方針調整の具体的な方針を作成する。
- ③ 教育科学省は、各省の予算要求が「基本方針」に沿ったものとなっているかどうかをチェックし、研究課題間の重複排除・ 連携強化、要求単価の統一その他の所要の調整を行う。
- ④ 教育科学技術省は、各省から聴取した科学技術関係予算の概要をとりまとめるとともに、「基本方針」に照らして評価を行い、見積り方針調整意見書を作成して財務省、総務省等に通知する。
- ⑤ 総合科学技術会議は、適宜、教育科学技術省より調整の状況等を聴取し、必要に応じて意見を述べる。

(「内閣府設置法コンメンタール」(平成12年4月)から抜粋)

第3期科学技術基本計画期間における施策体系

- ■第3期計画期間では、「研究開発課題」により科学技術関係予算を分類。
- ●分野別推進戦略(平成18年3月28日本会議決定)(エネルギー分野抜粋)
 - 〇エネルギー源の多様化

【原子カエネルギーの利用の推進】

- · 次世代軽水炉 · 軽水炉高度利用技術
- ・高速増殖炉(FBR)サイクル技術
- ・ウラン濃縮・新燃料技術
- 使用済燃料再処理技術 (軽水炉関係)
- ・高レベル放射性廃棄物等の地層処分技術
- 原子力施設の廃止措置技術・放射性廃棄物処理処分技術
- 核融合エネルギー技術
- 原子力基礎・基盤、核不拡散技術研究開発
- ・高温ガス炉などの革新的原子カシステム技術

【原子力安全の確保】

• 原子力安全研究

【再生可能エネルギー等の利用の推進】

- ・太陽エネルギー利用技術
- ・バイオマス・廃棄物エネルギー利用技術
- ・風力等その他の再生可能エネルギー利用技術

【水素/燃料電池】

• 燃料電池 • 水素関連技術

【化石燃料の開発・利用の推進】

- ・エネルギー資源探査技術
- 化石燃料採掘技術
- ·石油精製 · 利用技術
- ・クリーン石炭利用技術
- 化石系新液体燃料製造技術
- 高効率天然ガス発電技術
- ・高効率ガスエンジン技術
- 二酸化炭素回収・貯留技術

〇エネルギー供給システムの高度化、信頼性向上

【電力供給システム】

- 送電技術
- 電力系統制御技術

【電力貯蔵】

• 電力貯蔵技術

【ガス供給システム】

・ガス供給技術

【石油供給に係る安全対策】

• 石油供給基盤技術

〇省エネルギー対策の推進

【民生(家庭・業務)部門における対策】

- 住宅・建築物関連省エネ促進技術
- ・高効率空調・給湯・照明技術
- · 高効率情報家電 · 通信機器技術
- ・都市システム技術

【運輸部門における対策】

- 次世代自動車技術
- ・省エネ型航空機・船舶技術
- 物流効率化技術

【産業部門における対策】

- ・省エネ型素材製造プロセス技術
- ・省エネ型組立・加工技術
- ・産業間連携省エネシステム技術

【部門横断的な対策】

- 熱有効利用技術
- ・高性能デバイス技術

第4期科学技術基本計画期間における施策体系

■第4期計画期間では、基本計画に対応した以下の項目により、科学技術関係予算を分類。

●第4期科学技術基本計画の内容と各項目との対応

第4期科学技術基本計画の構成		項目名		
		震災からの復興・再生の実現		
	主要な柱	グリーンイノベーション		
		ライフイノベーション		
	科学技術イノベーション推進に向けたシステム改革	その他のシステム改革		
		産学官連携推進		
		その他のシステム改革		
 		地域イノベーション		
Ⅱ • Ⅲ章 		知財·国際標準化		
	重要課題達成のための施策の推進	安全、豊かで質の高い国民生活		
		産業競争力強化		
		地球規模問題解決		
		国家基盤保持		
		共通通基盤の充実、強化		
	国際•科学技術外交	国際·科学技術外交		
	基礎研究	基礎研究		
Ⅳ章	人材育成	人材育成		
	研究環境及び基盤の形成	研究環境及び基盤の形成		
Ⅴ章	社会とともに創り進める政策展開	社会とともに創り進める政策展開		

(「平成24年度科学技術に関する経費の見積り方針の調整結果について」(平成23年11月文部科学省)をもとに作成)

全体俯瞰に向けて(現状認識)

- ■現在の予算編成プロセスでは、科学技術関係予算によって行われている事業を体系化・構造化された形で把握できていない。
- ■第4期科学技術基本計画に記載されている以下の点を踏まえると、同計画は「新たな知識や技術を生み出そうとする活動の全体像」と「求められている価値(ニーズ)とは何か」のいずれをも適切に把握している状態にあることを、政策運営の前提としていたのではないか。
 - ✓ 「科学技術イノベーション」が、「科学的な発見や発明等による新たな知識を基にした知的・文化的価値の創造と、それらの知識を発展させて経済的、社会的・公共的価値の創造に結び付ける革新」(第4期科学技術基本計画 平成25年6月7日閣議決定)と定義されていること
 - ✓ 「分野に基づく研究開発の重点化」から「重要課題の達成に向けた施策の重点化」に方針転換した背景として、 ①基本計画で掲げた理念や政策目標との関連が不明確であること、②分野の設定において、社会的な課題 に対応するという視点とシーズを生み出し伸ばすという視点が混在していること、③分野の縦割りにより必ず しも課題達成型の総合的な研究開発となっていないことなどを挙げていること。
 - ✓ その背景を踏まえて、資源配分の重点化について、「取り組むべき課題を明確に設定し、これに資する研究開発から成果の利用、活用に至るまでの一体的、総合的取組(社会システムの改革を含む。)」としていること。また、この方針に基づく具体的な研究開発課題の抽出に当たっては、これまでの分野別の重点化による研究開発の実績と成果を適切に活用するとしていること。

全体俯瞰に向けて(これまでの主なご指摘)

■懇談会における主なご指摘

- ✓ 各省庁と議論したところ、内閣府には連携しているテーマだけを出せばいいだろうとの感触であった。関係府省から関連する施策を全部出してもらい、その中でどの施策とどの施策が連携すべきか議論すべきだが、現状は「歯抜け」。重要課題について、内閣府は全てのテーマを把握して、どこを連携の対象とし、どこを各省が独自にやるのか明確に示す必要がある。
- ✓ 課題解決と技術ベースの両面からの戦略が必須。
- ✓ 総合戦略など内閣府が作る戦略は網羅的で、本当の意味で深く掘り下げた戦略とはなっていない。また、関係府省の委員会に参加しても、「連携」といいつつも全体が見えていないことが多い。重点化にあたっては、掘り下げた戦略まで落とし込む作業が必要。このためにシンクタンクなどとの連携が必要ではないか。
- ✓ 戦略性をもって重点配分するのはいいが、実際の中身は違うのに、そのテーマのために中身をつくり込んでいる場合も散見。予算の重点配分が予算獲得のツールとして使われてしまって、本当に必要な分野に重点的に投入されているかということを、どう確認していくかが課題。

■財務省からの指摘

- ✓ これまで科学技術がどう生かされてきているのか明確にするとともに、日本全体の将来像の実現にどう生かされるのかブレイクダウンすることが本来あるべき姿。総合科学技術・イノベーション会議だけの議論で明らかにすることが難しいとすれば、他の司令塔などとの連携を深めるべきではないか。
- ✓ 全体を俯瞰したマッピングがなされれば、関係府省の連携関係も把握できるほか、重複排除にも活用が可能。

見積もり方針調整機能の活用による 予算事業の全体俯瞰に向けて(たたき台;その1)

■「技術・知識」の軸による全体像の把握

次期基本計画期間を通して、「新たな知識や技術を生み出そうとする活動の全体像」を捉え、その動向を継続的にモニタリングするとともに、その活動の成果を新たな知的・文化的価値の創造につなげていくためには、「技術・知識」の軸を用いた科学技術関係予算による事業の全体像把握や「見える化」が不可欠ではないか。

特に、研究開発活動については、当面、従来の8分野分類をベースに今後の技術動向を踏まえ見 直した上で体系化を試みつつ、並行して、第4期科学技術基本計画で指摘された問題点の解消に向 けた検討を進めてはどうか。

■「出口」と「技術・知識」の2つの軸による全体俯瞰

「技術・知識」の軸による科学技術関係予算のよる事業の全体像把握・「見える化」とともに、社会の ニーズに柔軟に対応し、科学技術イノベーションによる課題解決をより効果的に図るためには、次期科 学技術基本計画で設定される「解決すべき経済社会的課題」による「出口」(明確に設定された「取り 組むべき課題」)の軸と組み合わせ、両軸で俯瞰することが必要ではないか。

■「時間」の軸を織り込んだプログラム化

「技術・知識」と「出口」の2つの軸による俯瞰を経て、短期/中長期という「時間」の軸を考慮しつつ、他の政策との関連性、関係機関の役割分担などを明確にして、事業のプログラム化を図ってはどうか。対応する政策との関連付け、評価の対象として対応関係が整理されれば、政策運営におけるPDCAサイクルが適切に確立できるのではないか。

(参考)「研究開発プログラム」概念(1)

~「『国の研究開発評価に関する大綱的指針』改定について(概要)」から抜粋~

国の研究開発評価に関する大綱的指針のポイント

1. 改定の経緯

- 各府省においては、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成20年10月31日 内閣総理大臣決定)に沿った評価指針等を策定し、これに基づき評価を実施。
- 第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日)において、科学技術イノベーション政策における PDCAサイクルの確立が謳われており、そのための研究開発評価システムの改善及び充実が必要。
- 総合科学技術会議における意見具申を受け、内閣総理大臣により決定(平成24年12月6日)。
- 今後、各府省は、大綱的指針の改定を受け、評価指針等を改定(策定)し、評価を実施。

2. 課題と方向性

- 現状の研究開発は、施策の目標に対する各研究開発課題の位置付け、関連付けが不明確。結果として各研究開発課題の総体としての効果が十分に発揮されているとは言えない状況。
- 政策課題を解決し、イノベーションを生み出していくためには、研究開発課題や研究資金制度を 研究開発プログラムとして設定(プログラム化)し、適切な評価を実施することを通じて、次の研 究開発につなげていくことが重要。

3. 改定のポイント

(1) 研究開発プログラムの評価の導入

- 研究開発課題の有機的な関連付けによるプログラム化及び競争的資金制度等の研究資金制度のプログラム化
- 府省及び研究開発法人等を対象
- 評価部門の運営の独立性に配慮、マネジメント体制を強化
- 追跡調査の実施、追跡評価の対象拡大
- 評価結果を研究開発プログラムの改善又は中止などに適切に反映

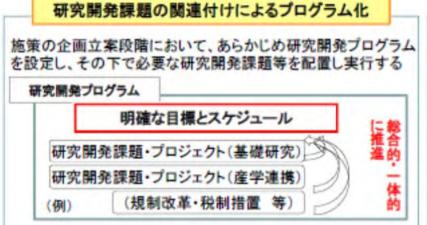
(2) アウトカム指標による目標の設定の促進

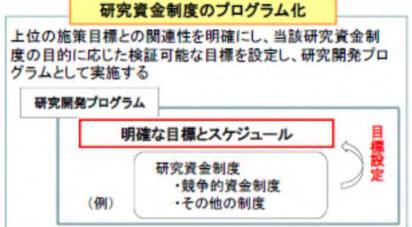
■ 取り組むべき課題に対応した目標(アウトカム指標等による目標)の設定と達成状況の把握

(参考)「研究開発プログラム」概念②

~「『国の研究開発評価に関する大綱的指針』改定について(概要)」から抜粋~

研究開発プログラムの評価の導入





研究開発プログラムの設定の基本的考え方

- ① 研究開発プログラムにより解決すべき政策課題及び時間軸を明確にした検証可能な目標(アウトカム指標による目標)を設定するとともに、上位の階層である施策における位置付けが明確であること。
- ② 目標の実現に必要な研究開発課題及び必要に応じ研究開発以外の手段のまとまりによって構成され、目標達成に向けた工程表(手段及びプロセス)が明示されること。
- ③ 研究開発プログラムの推進主体と、個々の研究開発課題の実施又は推進主体との役割分担及 び責任の所在が明確であること。 等
- ※アウトカム指標:成果の本質的又は内容的側面であり、活動の意図した結果として、定量的又は定性的に評価できる、目標の達成度を測る指標

研究開発プログラムの評価(府省、研究開発法人等を対象)

評価部門の運営の独立性に配慮、 マネジメント体制を強化

追跡評価・追跡調査の実施

評価結果を研究開発プログラムの改善 又は中止に反映するなど適切に反映

(参考)用語の定義

●国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成24年12月6日内閣総理大臣決定)(一部抜粋)

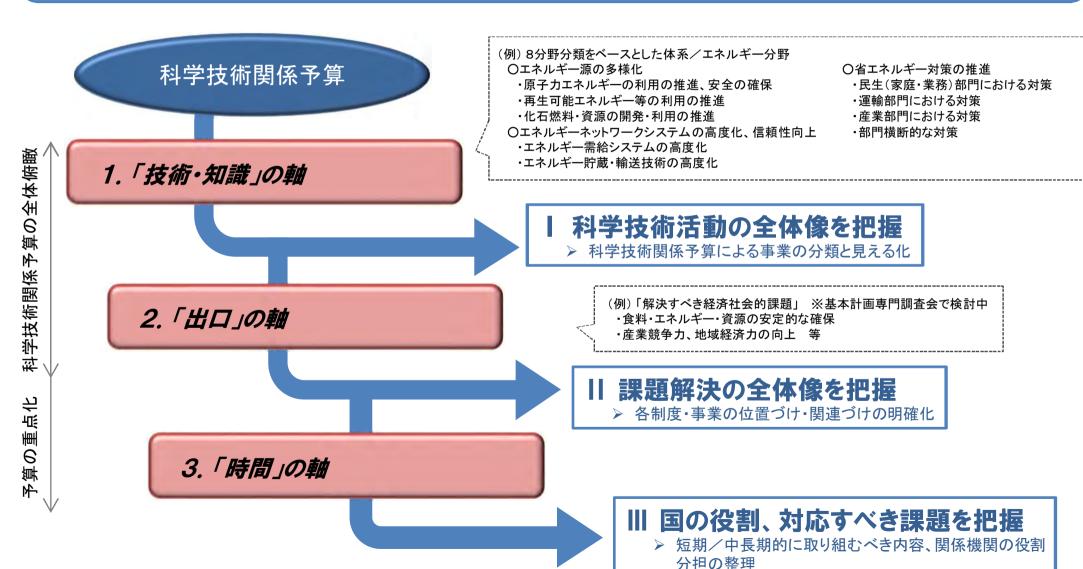
第4期科学技術基本計画においては、研究開発の政策体系は、政策 - 施策 - プログラム・制度 - 研究開発課題の四階層とされている。

- ▶「施策」とは、特定の行政課題に対応するための基本的な方針に基づく、具体的な方針の実現を目的とする行政活動のまとまりをいう。
- ▶「プログラム」とは、より上位の施策の目標達成に向けて、研究開発課題を含む各手段を組み立てた 計画や手順に基づく取組である。
- ▶ 競争的資金制度等の研究資金制度は、本指針において、研究開発プログラムと同様に捉えて評価の枠組みを適用するものであるため、「研究開発プログラム」に含まれるものと整理する。
- ▶「研究開発課題」とは、具体的に研究開発を行う個別の実施単位であり、府省等が定めた明確な目的や目標に沿って実施されるもの、競争的資金制度等に提案された複数の候補の中から優れたものが採択され実施されるもの等である。なお、比較的規模の大きい研究開発課題や複数の研究開発課題からなるもの等については、「プロジェクト」と称される場合もある。

※以降、本資料では「プログラム・制度」を「制度・事業」という。

見積もり方針調整機能の活用による 予算事業の全体俯瞰に向けたイメージ(研究開発)①

- ■2つの軸(①技術・知識、②出口)により科学技術関係予算を全体俯瞰
- ■これに3つ目の軸(③時間)を考慮して、科学技術関係予算を重点化



見積もり方針調整機能の活用による 予算事業の全体俯瞰に向けたイメージ(研究開発)②

■「技術・知識」の軸による全体像の把握 (例:エネルギー)

8分野分類	大分類	小分類	研究開発課題例
エネルギー	エネルギー源の多様 化	原子力エネルギーの利用の推進、 安全の確保	・ウラン濃縮・新燃料技術 ・使用済燃料再処理技術(軽水炉関係) ・高レベル放射性廃棄物等の地層処分技術 等
		再生可能エネルギー等の利用の 推進	・風力発電技術・太陽エネルギー利用技術 ・海洋エネルギー利用技術 ・地熱発電技術・バイオマス 等
		化石燃料・資源の開発・利用の推 進	・メタンハイドレート・エネルギー資源開発・探査技術・次世代海洋資源開発技術等
	エネルギーネットワー クシステムの高度化、 信頼性向上	エネルギー需給システムの高度 化	・送電技術 ・電力系統制御技術 ・ガス供給技術 等
		エネルギー貯蔵・輸送技術の高度 化	·電力貯蔵技術 ·水素製造·輸送·貯蔵 ·熱有効利用技術 等
	省エネルギー対策の 推進	民生(家庭・業務)部門における対 策	・住宅・建築物関連省エネ促進技術 ・高効率空調・給湯・照明技術 ・高効率情報家電・通信機器技術 等
		運輸部門における対策	·次世代自動車技術 ·省工ネ型航空機·船舶技術 ·物流効率化技術 等
		産業部門における対策	・省エネ型素材製造プロセス技術 ・省エネ型組立・加工技術 ・産業間連携省エネシステム技術 等
		部門横断的な対策	・エネルギーマネジメントシステム、都市システム技術・高効率ヒートポンプ技術・高性能デバイス技術等

見積もり方針調整機能の活用による 予算事業の全体俯瞰に向けたイメージ(研究開発)③

■「技術・知識」の軸による全体像の把握 (例:環境)

8分野分類	大分類	小分類	研究開発課題例
環境	気候変動・水循環	気候変動緩和策	・温室効果ガス排出削減 ・統合的な観測・予測・影響・適応策データベース ・気候変動緩和の長期的シナリオ作成等
		地球環境観測・評価・予測	・地球・地域規模の二酸化炭素収支の観測・微量温室効果ガス等による大気圏大気変化の観測・衛星による温室効果ガスと地球表層環境の観測等
		気候変動適応策	・自然吸収源の保全・活用
		水循環	・観測とモデルを統合した地球規模水循環変動把握 ・国際的に普及可能で適正な先端水処理技術 ・農林業活動における適正な水管理技術 等
	大気·水·土壌環境汚 染	大気・水・土壌環境汚染	・排出源対策・汚染浄化技術・汚染物質モニタリング等
	生物・生態系・生物多様性	生物・生態系・生物多様性	・マルチスケールでの生物多様性観測・解析・評価 ・土地改変及び環境汚染による生態系への影響評価 ・気候変動の生態系への影響評価 等
	化学物質リスクマネジ メント	化学物質リスクマネジメント	・多様な有害性の迅速な評価・生態系影響の予見的評価・環境動態解析と長期暴露影響予測等
	リサイクル・循環型社 会	リサイクル・循環型社会	・3R実践のためのシステム分析・評価・設計技術 ・地域特性に応じた未利用資源の活用技術 ・社会の熟成・技術変化に対応するリサイクル技術 等

見積もり方針調整機能の活用による 予算事業の全体俯瞰に向けて(たたき台;その2)

■「システム改革」の視点による評価・モニタリング

システム改革、イノベーション環境整備に係る活動についても、JST/CRDSの政策俯瞰の成果を 活用しつつ体系的に整理することによって、科学技術関係予算による事業全体を評価・モニタリングし てはどうか。

■人件費や施設費などの実態把握

人件費や施設費などについては、継続的、中長期的な分析と検討が必要であることから、研究費や制度事業費(システム改革等)と分けて、独立行政法人の事業等についての把握方法を考慮しつつ、実態把握を進めるべきではないか。

■政府系シンクタンクなど外部の専門的知見のさらなる活用

以上のプロセスには、これまで以上に専門的知見の活用が重要である。全体像の把握のための手法の確立、「出口」の設定、時間軸の考慮などの検討や、全体俯瞰を踏まえた資源の重点配分などに向けて、外部の専門的知見を活用するために必要な体制を整備することが必要ではないか。

見積もり方針調整機能の活用による 予算事業の全体俯瞰に向けたイメージ(システム改革等)

「科学技術イノベーション政策の俯瞰」((独)科学技術振興機構研究開発戦略センター)等を踏まえ、「システム改革」の視点として次の10分類を設定。

大分類	小分類	内容	
1)基本政策と推進体制	基本政策と推進体制	政策立案に資する調査活動等	
2)人材育成	教育環境・大学改革	大学のシステム改革等により、大学生にとってより良い研究教育環境の充実を図る制度・事業 (例 国立大学改革強化推進補助金)	
	多様な人材の確保・支援	大学生以外の、多様な研究人材の育成と支援に関する制度・事業 (例 テニュアトラック普及・定着事業)	
3)産学連携	産学連携の研究資金助成	産学連携を目的とした研究資金助成のうち、ベンチャー創出及び共同研究のための資金助成 (例 ベンチャー創造支援事業)	
	産学連携の環境整備等	産学連携を目的とした研究資金助成のうち、産学連携拠点形成、産学連携関連の人材育成、産 学連携を推進する場の整備のための資金助成(例 大学等シーズ・ニーズ創出強化支援事業)	
4)地域振興	地域振興	クラスター形成や地域振興の円滑な展開に向けた支援等 (例 地域イノベーション戦略支援プログラム)	
5)知的財産・標準化	知的財産・標準化	知的財産に関する体制整備や国際標準化への対応等	
6)研究基盤整備	研究基盤整備	特定先端大型研究施設等の整備及び共用等、知的情報基盤の整備及び共用等 (例 先端研究基盤共用・プラットフォーム形成事業)	
7)研究開発資金	研究開発資金	分野を特定しない基盤的研究開発資金等 (例 競争的資金)	
8)評価システム	評価システム	個別研究プロジェクト評価や機関評価に関する調査活動	
9)国際活動	国際活動	大型研究事業や社会課題等解決のための国際プロジェクト、研究人材の国際交流 (例 頭脳循環を加速する戦略的国際研究ネットワーク推進事業)	
10)科学技術と社会 生命倫理・研究倫理		生命倫理や研究倫理に関する研究(レギュラトリーサイエンス等含む)	
	理科教育の推進と科学コ ミュニケーション	小学校・中学校・高等学校等の理科教育や科学技術コミュニケーション、社会との対話等を図る制度・事業 (例 理科教育の充実のための総合的な支援)	

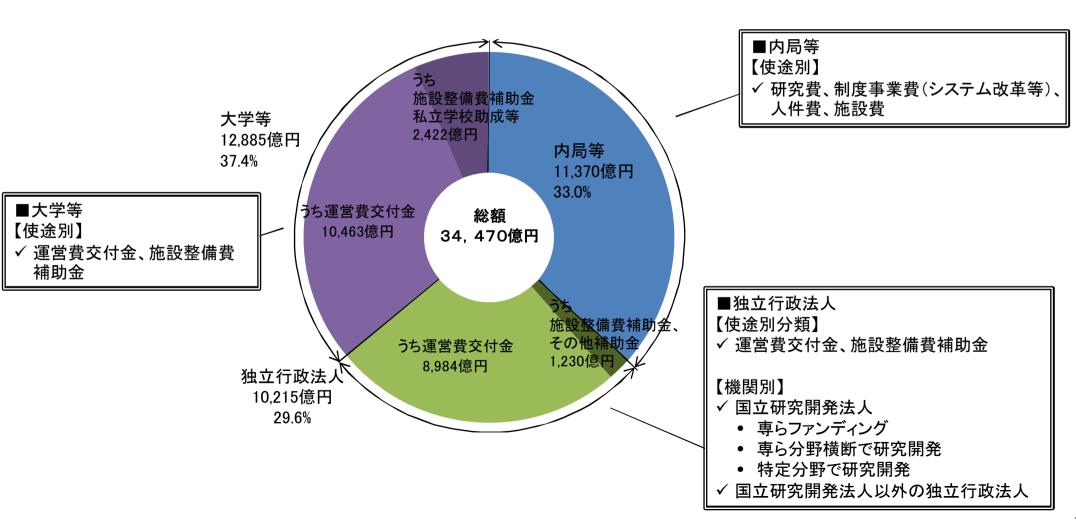
11. 科学技術関係予算の構成と 重点化の検討に向けて

(独立行政法人の事業の取り扱いについて)

科学技術関係予算の構成

- ■科学技術関係予算は、内局等、独立行政法人、大学等に係る予算で構成(平成27年度予算案、3.4兆円)。
- ■例えば、内局等予算と独立行政法人の運営費交付金や大学の運営費交付金では、予算の性質が異なる。

平成27年度科学技術関係予算



科学技術関係予算の構成(内局等と独立行政法人)

■独立行政法人に係る予算の割合は分野によって異なる。

●各分野における内局等予算と独立行政法人予算との比率(平成26年度科学技術関係予算をもとに内閣府にて試算)

		内局等	独立行政法人	計
	ライフサイエンス	54.3%	45.7%	100%
	情報通信	38.2%	61.8%	100%
	環境	40.6%	59.4%	100%
の八冊三八米石	ナノテクノロジー・材料	45.3%	54.7%	100%
8分野分類	エネルギー	45.8%	54.2%	100%
	ものづくり技術	62.5%	37.5%	100%
	社会基盤	91.2%	8.8%	100%
	フロンティア	4.2%	95.8%	100%
システム改革等		50.0%	50.0%	100%

※試算方法:

- ・「内局等」、「独立行政法人」はそれぞれ競争的資金を含む。
- ・「競争的資金」については、当該競争的資金の性格及び直近の年度の配分実績に基づき、各年度の予算額を按分して算出したものであり、参考値。
- ・「独立行政法人」(「競争的資金」で算出した額を除く)については、各独立行政法人に対して分野別研究費の配分実績をアンケート調査した結果を基に算出したものであり、参考値。

科学技術関係予算の現行集計方法(機関別・使途別)

- ■独立行政法人に係る予算は主に運営費交付金と施設整備費補助金等で集計。
- ■内局等予算は、研究費・制度事業費と人件費・施設費とで特段の区分なく集計。

	内局等		X4	大学等	
	内局	国立試験 研究機関	独立行政法人	国立大学法人等	公私立大学 補助金等
研究費	特段の区分なく 集計	特段の区分なく 集計			
制度事業費(システム改革等)			<i>運営費</i> 交付金	<i>運営費</i> 交付金	経常費補助
人件費					
施設費			施設整備費 補助金等	施設整備費 補助金等	施設整備費 補助金等

独立行政法人の運営費交付金について

- ●中央省庁等改革に係る大綱(平成11年1月26日中央省庁等改革推進本部決定)(一部抜粋)
 - V 独立行政法人制度に関する大綱
 - 1. 独立行政法人制度の基本

独立行政法人の制度を設けるに当たっては、事前関与・統制を極力排し、事後チェックへ重点の移行を図るため、所管大臣の監督、関与を制限するとともに、財政民主主義の観点等からの国の関与も必要最小限のものとする。

- 4. 財務•会計
 - ③ 運営費交付金
 - イ 独立行政法人の事業の運営のため、国は運営費交付金を交付する。
 - ロ <mark>運営費交付金はいわば「渡し切りの交付金」として措置</mark>する。国の予算においては、独立行政法 人ごとに、例えば一項一目を立て、使途の内訳は特定しない。
 - ハ したがって、運営費交付金を財源とする独立行政法人の支出予算については、その執行に当たり、国の事前の関与を受けることなく予定の使途以外の使途に充てることができるものとする。また、法人において年度内に遣い残しが生じた場合であっても翌年度に繰り越すことができるものとする。

独立行政法人の運営費交付金に関する予算重点化のアプローチ例

- ●平成16年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針(一部抜粋)
 - (2)総合科学技術会議における取組
 - ② 科学技術関係施策の優先順位付け等

「独立行政法人等については、業務の実施に当たって自律的・自発的運営が行われることを踏まえるとともに、 科学技術政策における重要性と活動規模の大きさに鑑みれば、各法人における科学技術関係業務を国の施 策全体と整合して推進する必要がある。そこで、科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員が、 独立行政法人等の科学技術関係業務の概要を把握した上で、下記の「1)対象」※のうち、平成16年度の主要 なものについて、これら業務の優先度、関連する施策等との重複や連携等について検討して見解をまとめる。 なお、この検討に際しては、各法人の特性に配慮するとともに、必要に応じて外部の専門家を活用する。」

※優先順位付け等の対象範囲(新規施策等及び概算要求額又は業務規模(見込み)が10億円以上の既存施策等)



独立行政法人等の運営交付金については、「科学技術関係独立行政法人等の主要業務に対する 見解」を取りまとめ。

- ●平成19年度の科学技術に関する予算等の資源配分の方針(一部抜粋)
 - 3 平成19年度予算において優先すべき重点課題

「独立行政法人等の運営費交付金による事業については、効率的な運営が基本であるが、重点課題に関しては 重点的な資源配分を行うことが必要であり、この際、必要に応じ中期目標の見直しも含め検討し、独立行政法 人等であるが故にその運営費交付金に対し直ちに予算上の制約が課されることのないようにする。」



独立行政法人等の運営交付金も含めて、「科学技術関係施策の優先順位付け」を実施。

科学技術関係予算に関する重点化のアプローチについて(論点)

- ■科学技術関係予算を構成する内局等、独立行政法人、大学等に係る予算、それぞれの性質に応じて、内閣府の関与(予算重点化のアプローチ)のあり方は異なるのではないか。
- ■特に、独立行政法人の運営費交付金については、科学技術・イノベーション政策における 重要性と活動規模の大きさに鑑み、業務の実施にあたって自立的・自発的運営が行われ ることを踏まえた上で、科学技術・イノベーション政策全体との整合を図るべきではないか。 その際、予算重点化にあたって示した方針を、どのようにして独立行政法人の活動内容に 反映すべきか。
- ■また、次期基本計画において、科学技術イノベーションを通じた経済・社会的な課題の解決(いわゆる「課題解決型」)を謳うにあたり、独立行政法人の自立的・自発的運営を担保しつつ、どのようにして課題解決のための取組と独立行政法人の活動とを関連づけるべきか(役割、ミッションの明確化等)。